

○飯塚市商業活性化資金融資要綱

平成18年11月1日

飯塚市告示第194号

改正 H20-50、H21-227、H23-184、H24-324、H26-272、H29-70

(目的)

第1条 この告示は、商業を取り巻く環境の変化に即した店舗等の近代化及び商業基盤施設の整備等に対し、低利の融資を行うことにより活力ある商業集積の整備を図り、もって本市商業の健全な発展及び学園都市にふさわしい街づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 商店街等 小売業、サービス業又は卸売業に属する事業者が10人以上で組織し、かつ、近接してその事業を営む地域であつて、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。
- (3) 指定金融機関 福岡銀行、西日本シティ銀行、飯塚信用金庫、福岡県中央信用組合、福岡中央銀行及び北九州銀行をいう。

(H26-272、H29-70一改)

(資金の預託)

第3条 市長は、融資を実施するため、指定金融機関に市資金を預託するものとする。

2 指定金融機関は、前項の預託金に自己資金を加え融資するものとする。

(対象者)

第4条 融資対象者は、商店街等が作成した計画に基づき、商店街等の活性化若しくは近代化に大きく寄与すると認められる事業を行う中小企業者又は商店街等で、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、現に事業を営んでいること。
- (2) 市町村税の納税成績が良好であること。
- (3) 真に資金の必要性があること。
- (4) 融資金の償還及び利子の支払いについて十分能力を有すること。

(5) 福岡県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象者であること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、融資を受けることができないものとする。

(1) 融資対象者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 融資対象者である中小企業者又は商店街等の役員又は従業員若しくは組合員が暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(3) 融資対象者である中小企業者又は商店街等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するとき。

(H24-324追加)

(対象物件)

第5条 融資対象物件は、次に掲げるものとする。

(1) 中小企業者

ア 生産、加工及び修理に供する機械並びに事業の改善に供する事務用機械、
冷暖房機及びこれらに類する機械

イ 事業の用に供する建物及びこれに付帯する設備

(2) 商店街等

ア 一般公衆の利便に寄与する施設

イ 小売又は卸売業務円滑化施設

ウ ア及びイに掲げるもののほか、商店街等の活性化又は近代化に寄与すると認められる施設

(3) 前2号に掲げる施設又は設備を設置するに当たり必要な土地の購入資金

(融資の条件)

第6条 融資の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 融資金額

ア 中小企業者 2,000万円以内

イ 商店街等 5,000万円以内

(2) 融資期間 10年以内(据置期間1年6ヶ月以内)

(3) 償還 割賦償還

(4) 融資利率 年8.0パーセント以内

(5) 保証人

ア 個人 原則として、不要とする。

イ 法人 原則として、その代表者とする。

(6) 担保 必要に応じて徴する。

(7) 信用保証 協会の信用保証を付するものとする。

(8) 信用保証料 協会が定める責任共有保証料率又は責任共有外保証料率が1.08パーセント以下の場合には、協会が定める率とし、超える場合については、最大0.27パーセントを差し引いた率とする。ただし、市長が指定する風水害等の災害を受けた中小企業者、商店街等を対象とする融資を行う場合については、協会が定める責任共有保証料率又は責任共有保証料率から最大2.20パーセントを差し引いた率とする。

(H20-50一改、H21-227一改)

(提出書類)

第7条 融資を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 飯塚市商業活性化資金融資申込書

(2) 商店街等が作成した商業活性化実施計画書

(3) 資金計画書

(4) 市町村長の発行する納税証明書

(5) 契約書又は見積書の写し

(6) 設計図又はカタログ

(7) 申告書又は決算書の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長、指定金融機関又は協会が必要とする書類
(融資のあっ旋)

第8条 市長は、融資の申込みがあったときは、融資の対象、使途その他の必要な調査を行い、融資することが適当と認めるものについては、融資のあっ旋を行うものとし、申込書を指定金融機関に送付するものとする。

(融資の決定)

第9条 前条の規定による送付を受けた指定金融機関は、速やかに必要な調査を行い、融資の可否を決定し、申込者及び市長に通知しなければならない。

(融資対象物件及び事業の変更)

第10条 申込者は、融資対象物件又は事業を変更しようとするときは、速やかに市長に事業計画変更申請書を提出しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、内容を調査したうえ、変更内容が適当と認めるものについては、指定金融機関に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた指定金融機関は、速やかに必要な調査を行い、変更の可否を決定し、申込者及び市長に通知しなければならない。

(検査及び承認)

第11条 申込者は、事業が完了したときは、市長に事業完了届を提出しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、必要な検査を行い、計画のとおり事業が完了していると認められるときは、指定金融機関に事業完了通知書を送付するものとする。

(融資の時期)

第12条 指定金融機関は、前条第2項の事業完了通知書を受け取ったときは、速やかに融資を行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(融資決定の取消)

第13条 指定金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、融資決定の取消しをすることができる。

(1) 申込者が借り出し手続きを行わないとき。

(2) 融資対象物件又は事業の完了の見通しが無いとき。

(3) 不渡手形を出すなど業態が急激に悪化したとき。

(4) 申込者が提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(融資の制限)

第14条 飯塚市中小企業融資規則(平成18年飯塚市規則第169号)第9条に規定する中小企業高度化資金の融資を新規に受けた者は、同一年度において、この告示による融資を受けることができない。

(運用状況の報告)

第15条 指定金融機関は、この資金の毎月末現在における運用状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、融資資金について融資可能額が融資枠の2分の1以上の場合又は第6条第1項第8号のただし書に規定する融資の場合は、月報の提出を省略することができる。

(H26-272追加)

(期中支援)

第16条 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、又は保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(H23-184追加)

(災害等を受けた者に対する措置)

第17条 市長は、融資を受けている者で、天災等の被害を受けたものに対しては、融資期間を延長することができる。

(H23-184繰下)

(様式)

第18条 商業活性化資金融資の申請に係る書類の様式は、別に定める。

(H23-184繰下)

(補則)

第19条 この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(H23-184繰下)

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成18年11月1日から適用する。

附 則(平成20年4月16日 告示第50号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市商業活性化資金融資要綱の規定は、平成19年10月1日から適用する。

附 則(平成21年9月16日 告示第227号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市商業活性化資金融資要綱の規定は、平成21年8月1日から適用する。

附 則(平成23年6月13日 告示第50号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市商業活性化資金融資要綱第16条の規定は、平成23年6月1日保証申込受付分から適用し、同日前の保証申込受付分については、なお従前の例による。

附 則(平成24年9月18日 告示第324号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年8月11日 告示第272号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市商業活性化資金融資要綱の規定は平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月15日 告示第70号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。